

租税特別措置等に係る政策の事前評価書

1	政策評価の対象とした租税特別措置等の名称	沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長
2	対象税目	(法人税:義)(国税15) (法人住民税:義、事業所税:外)(地方税12) 【新設・ <b>拡充</b> ・ <b>延長</b> 】
3	租税特別措置等の内容	<p>《内容》</p> <p>1. 現行</p> <p>(対象地域)</p> <p>沖縄全県が対象</p> <p>(1) 国税</p> <p>○投資税額控除(法人税)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象施設の新・増設に係る設備の取得価額が1,000万円超の場合、一定割合(機械・装置の取得価額の15%、建物・附属装置・構築物の取得価額の8%)を法人税額から控除。</li> <li>・法人税額の20%限度(繰越税額控除4年)、取得価額の上限20億円。</li> <li>・対象となる建物附属設備等は、建物と同時取得したものに限られる。</li> <li>・対象施設(各施設の要件は租税特別措置法施行規則等で規定)             <ul style="list-style-type: none"> <li>①スポーツ・レクリエーション施設、②教養文化施設、③休養施設(宿泊施設に附属する温泉保養施設・国際健康管理増進施設を含む)、④集会施設(宿泊施設に附属する会議場施設・研修施設を含む)、⑤政令で定める要件を備え沖縄県知事が指定する販売施設。</li> </ul> </li> </ul> <p>(2) 地方税</p> <p>○法人住民税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。</li> </ul> <p>○事業所税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・那覇市で新設された特定民間観光関連施設について、新設の日から5年間に限り、事業所税の資産割の課税標準を2分の1控除する。</li> </ul> <p>2. 拡充要望</p> <p>(1) 国税</p> <p>○対象施設の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄県の観光政策上、集積の必要性が低い3施設(スケート場、スキー場、ボーリング場)及び投資回収の面から民間による整備が見込まれない8施設(体育館、釣り場、遊覧船発着場、遊漁船等利用施設、野球場、陸上競技場、蹴球場、図書館)を対象施設から除外。</li> <li>・宿泊施設の追加</li> </ul>

		<p>(2) 地方税</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・対象地域において、上記法人税負担の軽減となる特例措置と同様の効果を適用する(自動連動)。</li> </ul> <p>3. 延長要望</p> <p>適用期限(平成29年3月31日)を5年間延長する。</p> <p>《関係条項》</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・沖縄振興特別措置法第8条、第9条</li> <li>・租税特別措置法第42条の9、第68条の13</li> <li>・租税特別措置法施行令第27条の9、第39条の43</li> <li>・租税特別措置法施行規則第20条の4、第22条の26</li> <li>・地方税第23条第1項第3号、第292条第1項第3号</li> </ul>
4	担当部局	内閣府(沖縄政策担当)付参事官(企画担当)
5	評価実施時期及び分析対象期間	評価実施時期:平成28年8月 分析対象期間:平成24年度～33年度
6	租税特別措置等の創設年度及び改正経緯	<p>平成10年度 観光振興地域制度を創設</p> <p>平成14年度 観光振興地域制度に係る地域指定要件及び対象施設要件の緩和</p> <p>平成19年度 観光振興地域制度に係る対象施設の拡充(対象施設である教養文化施設に文化紹介体験施設を追加)</p> <p>平成24年度 観光振興地域制度を廃止し、観光地形成促進地域制度を創設</p> <p>平成26年度 観光地形成促進地域制度に係る対象施設の拡充(宿泊施設内の観光関連施設を追加)及び対象施設の床面積等に係る要件を緩和</p>
7	適用又は延長期間	5年間(平成29年度～33年度)
8	必要性等	<p>① 政策目的及びその根拠</p> <p>《租税特別措置等により実現しようとする政策目的》 国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興により、沖縄の自立型経済の発展を目指す。</p> <p>《政策目的の根拠》 沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)において沖縄の自立的発展に資するとともに沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することとされ、同法に基づく沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)において、成長するアジア地域の活力を取り込み、観光等を新しいリーディング産業として確立していくことにより沖縄の自立を図るとともに、我が国やアジア・太平洋地域の発展にも寄与していくこととしている。</p> <p>■沖縄振興特別措置法(平成14年法律第14号)(抄) (目的) 第一条 この法律は、沖縄の置かれた特殊な諸事情に鑑み、沖縄振興基本方針を策定し、及びこれに基づき策定された沖縄振興計画に基づく事業を推進する等特別の措置を講ずることにより、沖縄の自主性を尊重しつつその総合的かつ計画的な振興を図り、もって沖縄の自立的発展に資するとともに、沖縄の豊かな住民生活の実現に寄与することを目的とする。</p>

### 第三章 産業の振興のための特別措置

(観光地形成促進計画の作成等)

第六条 沖縄県知事は、国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るための計画(以下「観光地形成促進計画」という。)を定めることができる。

2 観光地形成促進計画は、次に掲げる事項について定めるものとする。

一 計画期間

二 国内外からの観光旅客の来訪の促進に資する高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため必要とされる政令で定める要件を備えている地域(以下「観光地形成促進地域」という。)の区域

三 高い国際競争力を有する観光地の形成を図るため沖縄県が観光地形成促進地域において実施しようとする観光関連施設(スポーツ又はレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設、集会施設、販売施設及び宿泊施設をいう。第十条において同じ。)の整備の促進を図るための措置、公共施設の整備その他の措置の内容

3～8 (略)

(課税の特例)

第八条 提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設(スポーツ若しくはレクリエーション施設、教養文化施設、休養施設若しくは集会施設又は販売施設(小売業の業務を行う者の事業の用に供される施設と観光の振興に資する施設とが一体的に設置される施設で政令で定める要件に該当するものであって、当該施設が当該要件に該当するものとして沖縄県知事が指定するものに限る。)であって、民間事業者が設置及び運営するものをいう。次条において同じ。)を新設し、又は増設した法人が、当該新設又は増設に伴い新たに機械及び装置、建物及びその附属設備並びに構築物を取得し、又は製作し、若しくは建設した場合には、租税特別措置法(昭和三十二年法律第二十六号)で定めるところにより、課税の特例の適用があるものとする。

2 (略)

(地方税の課税免除又は不均一課税に伴う措置)

第九条 地方税法(昭和三十五年法律第二百二十六号)第六条の規定により、地方公共団体が、提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新設し、又は増設した者について、当該特定民間観光関連施設に係る事業に対する事業税、当該特定民間観光関連施設の用に供する建物若しくはその敷地である土地の取得に対する不動産取得税若しくは当該特定民間観光関連施設の用に供する機械及び装置、建物若しくは構築物若しくはこれらの敷地である土地に対する固定資産税を課さなかった場合又はこれらの地方税に係る不均一の課税をした場合において、これらの措置が総務省令で定める場合に該当するものと認められるときは、地方交付税法(昭和三十五年法律第二百一十一号)第十四条の規定による当該地方公共団体の各年度における基準財政収入額は、同条の規定にかかわらず、当該地方公共団体の当該各年度分の減収額(事業税又は固定資産税に関するこれらの措置による減収額にあっては、これらの措置がされた最初の年度以降五箇年度におけるものに限る。)のうち総務省令で定めるところにより算定した額を同条の規定による当該地方公共団体の当該各年度(これらの措置が総務省令で定める日

		<p>以後において行われたときは、当該減収額について当該各年度の翌年度)における基準財政収入額となるべき額から控除した額とする。</p> <p>(資金の確保等)</p> <p>第十条 国及び地方公共団体は、事業者が行う提出観光地形成促進計画に定められた観光地形成促進地域の区域内の観光関連施設の整備のために必要な資金の確保その他の援助に努めるものとする。</p> <p>■沖縄振興基本方針(平成24年5月11日内閣総理大臣決定)</p> <p>Ⅲ 沖縄の振興に関する基本的な事項</p> <p>1 観光、情報通信産業、農林水産業その他の産業の振興に関する基本的な事項</p> <p>(1)観光・リゾート産業</p> <p>沖縄のリーディング産業である観光・リゾート産業の持続的な発展に向けて、外国人観光客の誘客拡大と観光の高付加価値化を進める。</p> <p>このため、特に、高い国際競争力を有する魅力ある観光地の形成に向けて、自然環境や風景等の沖縄の魅力を守りつつ、観光関連施設の集積や公共施設の一体的・重点的な整備を促進する。</p> <p>また、国内外を問わず、観光客のニーズの多様化・高度化や量的拡大に対応するため、質の高い人材の育成・確保等の受入体制の整備に努め、文化・芸能、自然環境等沖縄独自の地域資源を活用した滞在型観光の推進や、スポーツ、健康、農業等の他の分野・産業と観光との連携促進を図るとともに、国際会議等いわゆるMICEの誘致・開催を図る。</p>
②	政策体系における政策目的の位置付け	<p>【政策】11 沖縄政策の推進</p> <p>【施策】① 沖縄政策に関する施策の推進</p>
③	達成目標及びその実現による寄与	<p>《租税特別措置等により達成しようとする目標》</p> <p>本特例の活用によって、事業者が観光地形成促進地域に設備投資を促され、地域の雇用が確保されることが見込まれる。このことは結果として、国内外からの観光客の誘客、観光の高付加価値化、観光資源の持続的利用を通じた観光産業の一層の振興が図られることに繋がるので、沖縄の自立型経済の発展に寄与するものと考えている。そのため、観光地形成促進地域における本特例を活用して設備投資を行った施設数及び設備投資に伴う新規雇用者数とする。</p> <p>平成33年度(平成29年度以降累計)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・本特例を活用して設備投資を行った施設数26社</li> <li>・本特例を活用して行った設備投資に伴う新規雇用者数393人</li> </ul> <p>※地方交付税による減収補てん(事業税、不動産取得税、固定資産税)の活用を含む。</p> <p>※新規雇用者数の算出方法</p> <p>宿泊施設数についてはH29～H33の見込み  (施設整備予定数)×(1施設当たり平均従業員数)  21(施設)×17(人)=357(人)</p> <p>その他の施設については、H24～27の実績をもとに推計  (年間1件×5箇年の施設整備見込み)×(平均従業員数)</p>

5(施設)×7.25(人)=36.25(人)  
 以上より、新規雇用者数は357+36=393(人)※端数切捨て

《政策目的に対する租税特別措置等の達成目標実現による寄与》  
 設備投資が行われ、魅力ある観光関連施設が増加し、新たな雇用が創出されることにより、入域観光客数の増加等を通じた観光産業の一層の振興に繋がる。  
 また、ホテル等における会議場施設や研修施設の整備が促進されることで、今後沖縄県及び政府が戦略的に取り組むとしている MICE 誘致・開催数が増大し、大型 MICE 施設の整備の相乗効果により国際コンベンション都市の形成に寄与する。  
 以上のことから、沖縄の自立型経済の発展に寄与する。

9 有効性等 ① 適用数等

1. 税制優遇措置の適用状況

(単位:千円)

項目	H24 年度		H25 年度		H26 年度	
	件数	金額	件数	金額	件数	金額
投資税額控除	0	0	0	0	0	0
法人住民税	—	—	—	—	—	—
事業所税	0	0	0	0	0	0

※国税である投資税額控除の実績は、租税特別措置の適用実態調査の結果に関する報告書  
 ※H27 年度は集計中。  
 ※法人住民税については数値の把握ができないため、—としている。  
 ※事業所税については那覇市のみ措置。

沖縄県においては、平成 24 年 4 月から観光地形成促進地域制度を導入することにより、地域の特色を活かすような民間の観光関連施設の新増設を促進しているところである。

しかしながら、沖縄県内の観光関連事業者は中小企業が多く、これらの観光関連事業者にも税制上の優遇措置が適用されやすいものになるよう平成 26 年 4 月から要件を緩和したところ。その結果、平成 27 年度以降、那覇市近郊では、税制の適用が見込まれている。

なお、沖縄県での優位性がないスケート場、スキー場、ボーリング場は、観光政策上集積の必要性が低い施設であるため、除外することとした。また、体育館、野球場、陸上競技場等 8 施設は、投資回収の面から民間による整備が見込まれない施設であり、市町村による沖縄振興一括交付金(以下「一括交付金」という。)を活用して施設の整備を進めているのが実情であるため、それらの施設を税制優遇が適用になる対象施設から除外することとした。

加えて、沖縄県全域における多様な人材交流、集客の拡大に繋げるためにも、対象施設に新たに宿泊施設を追加することとした。

さらに、当該制度の周知を図るため、平成 24 年度から観光関連事業者を対象に説明会を開催したことに加え、平成 27 年度は東京ビッグサイトで開催されたレジャー&サービス産業展 2015 でのブース出展によるプロモーション、雑誌「月刊レジャー産業」への掲載を行った。また、民間企業、銀行、沖縄振興開発

金融公庫等への個別訪問や、沖縄県税理士会との連携により、本制度をPRしているものの、依然として認知度は低いことが課題であり、わかりやすい制度見直しとあわせて、県内外の企業に対する周知方法についても検討している。

2. 適用数の将来予測

(単位: 件)

	H29	H30	H31	H32	H33
宿泊施設	10	3	4	3	1
その他観光施設	1	1	1	1	1
計	11	4	5	4	2

※ 宿泊施設数は新聞報道に基づき試算(別紙参照)

※ その他の観光施設については、年1件適用があるものとして試算(別紙参照)

② 減収額

(件、千円)

	H29	H30	H31	H32	H33
適用数	11	4	5	4	2
投資額 (1件)	196,048	196,048	196,048	196,048	196,048
適用額 (投資額×8%)	15,684	15,684	15,684	15,684	15,684
減収額 (適用額×適用数)	172,524	62,736	78,420	62,736	31,368

※ 1件当たりの投資額は平成27年度の当地域における固定資産税の免除実績をベースに試算

(千円)

施設種別	展示施設	温泉保養施設	平均
取得価格	146,786	245,310	196,048

③ 効果・税収  
減是認効  
果

《効果》

○達成目標の実現状況

	H24	H25	H26	H27	H28
施設数	1	2	1	3	—
雇用者数	10	1	8	10	—

	H29	H30	H31	H32	H33	累計
施設数	—	—	—	—	—	26
雇用者数	—	—	—	—	—	393

※累計は平成 29 年度以降

○所期の目標の達成状況

- ・入域観光客数: 583.5 万人(H24 年) → 800 万人(H28)  
705.8 万人(H26 年実績)
- ・観光収入: 3905.5 億円(H24 年) → 7,500 億円(H28 年)  
5,169.3 億円(H26 年実績)
- ・観光客一人当たり滞在日数: 3.75 日(H24 年) → 4.73 日(H28 年)  
3.84 日(H26 年実績)
- ・観光客一人当たり県内消費額: 66,924 円(H24 年) → 93,750 円(H28 年)  
73,238 円(H26 年実績)

所期の目標の達成に向け順調に進んでいる。なお、前回の事前評価時での点検結果では、「本租税特別措置等の効果を把握するために設定されている測定指標は、経済情勢等、他の要因の影響を大きく受けるものである。このため、本租税特別措置等が目標の達成にどの程度寄与するかが明らかでなく、その効果の検証が困難であることから、租税特別措置等の効果を測ることができるより適切な測定指標を設定するか、又は、あらかじめ他の外部要因の影響度等を明らかにする必要がある。」という指摘を受けたため、新たに測定指標を設定し直したところである。

○租税特別措置等による直接的な効果

施設数の増加及び施設雇用者の増加が期待できる。

上記8③のとおり、施設数の増加は雇用者の増加に寄与しており(宿泊施設: 1施設あたり17人、その他の施設: 1施設あたり7.25人)、事業者が観光地形成促進地域に設備投資を促されることによって、地域の雇用が確保されることが見込まれる。

本制度が延長できない場合、観光産業において自らリスクを負って投資を行う企業へ限定した支援ができなくなり、ひいては沖縄における民間主導の自立型経済の構築にも影響をもたらすものと考えている。

また、新たに宿泊施設を対象に追加することにより、沖縄県全域における集客の拡大と繋がるものと考えている。

《税収減を是認するような効果の有無》

観光関連施設の投資が促進され、魅力あるレクリエーション施設、販売施設など、地域の特色を生かした観光関連施設が整備されることにより、地域における新規雇用の創出(H29～33年: 393人)といった経済効果や、MICE や富裕層の誘致等による生産性の高い観光産業への変革等、政府が掲げる観光ビジョンの推進にも寄与する。

また、沖縄県の労働生産性を踏まえると、当該雇用によって総生産を約 24

			<p>億円押し上げる効果が生じたものと試算され、本制度による4億円の税収減を是認する効果があるものと考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・税制活用企業による雇用者数 393人</li> <li>・沖縄県の労働生産性: 6,057,565円</li> </ul> <p>→県内総生産の押し上げ効果: 約24億円</p> <p>※労働生産性は、就業者一人当たりの生産額(名目県内総生産/県内就業者数) (「県民経済計算」(内閣府)より試算)</p>
10	相当性	① 租税特別措置等によるべき妥当性等	<p>本特例措置は、観光地形成促進地域の区域内において特定民間観光関連施設を新・増設した事業者が新たに機械等を取得等した場合に対象とするものであり、投資を促進するものである。</p> <p>また、自らリスクを負って投資を行う企業に支援対象を限定している。</p> <p>加えて、補助金は、自己資金による設備投資ではないということに起因する過剰投資や無駄遣い等のモラルハザードを生じる可能性がある。</p> <p>そのため、相対的に考えて、本特例措置は、必要最小限で的確な措置となっている。</p>
		② 他の支援措置や義務付け等との役割分担	<p>沖縄県では、本制度のほか、一括交付金等を活用して、観光集客施設等インフラ整備や人材育成等により観光の振興に多角的に取り組んでいる。</p> <p>体育館、野球場、陸上競技場等8施設は投資回収の面から民間による整備が見込めない施設であり、市町村による一括交付金で整備しているものもあるため、対象から除外することにより役割分担を行うこととしたところ。</p>
		③ 地方公共団体が協力する相当性	<p>本制度は沖縄県からの要望も踏まえて拡充・延長するものであり、国税に自動連動等する地方税の軽減はあるものの、本制度の達成目標を実現することは、沖縄県が策定した沖縄振興計画の目標達成にも寄与するため、沖縄県が協力する相当性がある。</p>
11	有識者の見解		—
12	前回の事前評価又は事後評価の実施時期		平成26年8月(内閣23)

## 沖縄の観光地形成促進地域における課税の特例の拡充・延長に関する達成目標の設定根拠

### 1. 宿泊施設整備予定数及び従業員新規雇用見込み

宿泊施設整備計画	29	30	31	32	未定	施設計	1施設あたり 平均従業員数	雇用見込み
施設数計	10	3	4	3	1	21	17	357
那覇市	4					4	25	100
恩納村		1				1	75	75
石垣市	1					1	16	16
糸満市				1		1	38	38
北谷町	1	1	1	1		4	21	84
南城市	1					1	4	4
宮古島市	2		1			3	12	36
読谷村	1					1	37	37
名護市		1	1			2	39	78
今帰仁村			1			1	3	3
本部町				1		1	14	14
金武町					1	1	13	13

平均従業員数は県平均

※ 宿泊施設整備計画は新聞報道に基づき算出

※ 1施設あたり平均従業員数は経済センサス(H26)をベースに推計(沖縄県内の「旅館、ホテル」の事業所数が953事業、総従業員数が16,302人であることから試算)

### 2. 観光地形成促進地域制度(税制)を活用して行った施設整備に伴う新規雇用者数

税制活用実績	H24	H25	H26	H27	計
施設A	2	0	0	0	2
施設B	8	1	8	0	17
施設C	—	—	—	10	10
計	10	1	8	10	29

※過去4年で3件の整備と29人の雇用  
⇒今後、宿泊施設以外の施設については年間1件の整備と7.25人の雇用が見込まれる。

※県による企業ヒアリングに基づく実績値

達成目標の設定においては、  
宿泊施設…

H29～H33の期間で、21施設の整備と、357人の雇用増加が見込まれる

その他の施設…

H24～27の実績をもとに推計し、年間1件を5箇年の施設の増加と、7.25×5施設で36.25人の雇用増加が見込まれる  
以上を合算し、26施設の整備と393人の雇用(端数切捨て)を達成目標として設定